

法教育ネットワーク創立記念シンポジウム

高校生・若者の今、そしてこれから ～教育現場からのレポート～ のご報告

【会場討論、質疑、登壇者のまとめ発言から】

～ 事務局スタッフが取材をしました ～

Q：法教育でよく言われる「生きる力」って、何ですか？（会場からの質問）

「生きる力」というが、どんな力だろうか？これが「法教育」だと錯覚してしまうのではないか。私には、「法教育」というと、プログラム化されていて、計画的に行われる教育というイメージがある。同じなのか。「生きる力」について教えてほしい。

■ T 司法書士：

もともと教育全体のキャッチフレーズであったのを、法教育にも使えるということで使われていたんだと思う。法教育も教育も、何を狙っているかということ、子どもたちがこれから生きていく、市民社会を作っていくというところにあるんだと思う。誤解を恐れずに言うと、日本の民主主義を形成していく力を個々が備えていかなくちゃいけない。それを備えさせていくのが法教育だと思う。誤解を恐れずにというのは、民主主義という言葉自体が（日本は民主主義のはずなのに）、ある種「色」のついた言葉にとらえられてしまうことがあるから。でも、まさに日本は民主主義なんだから、民主主義を形成できる人間を養成するのはあたり前のこと。そこが、究極の法教育ではないだろうか。

■ A さん（高校教師）：

生徒がアルバイトをしていて、例えば、着替えの時間が給料計算に入っていないということがある。着替えの時間が実は労働時間なんだと知らない。まず知る、知ったらおかしいと思う、おかしいと思うことが生きる力の出発点だ。でも、着替え問題はおかしいと分かっても、それは、店長に言えない（クビになるかも・・・）。佐藤報告のN君ならば、佐藤先生に相談して、インターネットを見て調べ、店長に資料を差し出した。そういう力が「生きる力」だ。

知識を教えることも必要だ。現場でも、労働基準法を教えたら終わりという教員が99パーセントだろう。でも、これをどう使うのかという部分、もう一つ乗り越える部分。我々は知識は教えられるが、司法書士や弁護士は、現場ではもっとこういう風に乗切ったよ、できたよ、というところを教えられる。コラボレーションしていただいて、そういう方法があるのかと、我々からも言うし、司法書士からも言うし教えてもらおう。定義はできないが、それも「生きる力」ではないか。知識とアクション、という観点で、「生きる力」をとらえている。

■ Bさん（高校教師）：

「生きる力」も法教育も、いろんな立場の中で使われているから、どれがどうなんだという疑問は絶対に出てくるだろう。T司法書士の説明はそのとおりだと思うけど、学校でそのまま語ると生徒はみんな眠ってしまう。子どもにとって、子ども目線から考えて「生きる力」は何か、法教育とは何かを問わないと、おとな目線だけでは子どもに入っていない。佐藤報告にもあったが、今の若者（だけでもないが）は、学力があるとかないとかにかかわらず共通しているのは、身内言葉でなければ語れないこと。親密な仲間とはやりとりできるけど、仲間以外は、みんな風景。ところが、高校から出てその風景の中に子どもたちは入っていく。「意味わからん」おとながいっぱいいる。

僕の3年生の生徒が、1週間前に電話をかけてきて、「先生、バイト、ぶっちしたけど、給料もらえる？」と言う。「店長がむかついて、意味わからんから、黙ってバイトに行かなくなった、でも1か月ほど働いた給料はもらえるのか。」という意味です。自分と異なる他者とつながる言葉を持っていない。

今、教えている高校生たちにとって、「生きる力」とは、異なる価値観を持っているおとなやおとな以外の中で、生きていくという力だ。法教育の「法」というのは、そもそも法の支配というのは、異なる価値観の人間がぶつかったりトラブルがあったりしたときに、どうやって折り合いをつけるかということのために作ってきているわけだ。実は、法のもっている原理が、今の子どもたちの「生きる力」になるんです。そういう力がなければ、あの子らは、いやなことがあったら、意味わからん、むかついた、切れた、ぶっちした、で終わってしまう。「生きる力」とは、そういう意味だと思う。

■ 牧野茂樹氏のまとめ発言から

司法書士や多くの方の話聞いて、ぜひ中学校のあまり法ということへの知識がない子たちにも、専門的な話をわかりやすく伝えてあげてほしいなと思った。現場（学校側）は、それがじょうずに伝えられるように、できるだけ工夫をしていきたいと思う。

■ 佐藤 功氏のまとめ発言から

弁護士にない司法書士の強みは、「生きる力」ではないか。僕は、おとなモデルの一人として司法書士に（学校へ）来てほしいと思っている。司法書士だけど、だまされたことがあるんやで、だから、こういう思いで司法書士としてここに来ているんだ、そんなことも伝えてもらいたい。

もう一つ。憲法が、変わるかも知れない、今、学校でどう憲法を語ろうか、ということも言われている。憲法を、司法書士と一緒にこう語れるんだ。目の前の消費者問題で、憲法はこう生きるんだよとか、いっしょに授業しませんか？

■ 札埜和男氏のまとめ発言から

司法書士の法教育は、マニュアル重視の教育方法が第一段階だとしたら、きっともう、第二段階に入っているんだなと思った。辛口というか、がんばれというか、そんなつもりじゃなくて、司法書士さんと一緒に授業をやるのは楽しいので、ぜひ一緒にやってみましょう。

今日のテーマで言うと、高校生が、いったい何を考えているのか、何が必要なのか、当事者の高校生自身の意見を聞いていかなければならないだろうなと思う。

司法書士＝消費者問題というイメージが強い。「街の法律家」というキャッチフレーズを言うならば、司法書士の仕事は消費者問題だけじゃないんだという、僕らも思いこんでいるかもしれないイメージを崩していくことが、司法書士にしかできない法教育を拡げていくことになるのかなと思う。

■ 西脇正博司法書士のまとめ発言から

1つめに、司法書士の活動について。それぞれ各司法書士会では、この活動に関しての取り組みの差異もある。それぞれが、引き上げていかねばならないと思う。

2つめに、メッセージ性について。ナマの声を伝えたいし、伝えてほしいという現場の要請もある。ただ、伝え方については、様々な高校生がいて、しっかりおとなしく聴けるところ、そうでないところ、いろいろある。伝え方も大事だ。いろいろなマニュアル化も必要だろう。それぞれのマニュアルづくりの方も、それぞれの伝え方に差異がないような教え方を、各会で競っていただいでしていくべきだと思う。

札埜さんから、「第二段階」と言われた。メッセージ性、人と人とのふれあい、人としてどうしたいのか、生き様、そういったメッセージをどう伝えるか。マニュアルをつくるうえでも、それを加味して、これからやっていきたい。そういう意味で、今日のこのシンポジウムは、とっかかり。ここから始まるんだと思う。